

平成 25 年度西和賀町健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について

○平成 19 年 6 月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体では毎年度の決算に基づいた健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査を経て議会に報告するとともに、住民の皆さんに公表することが義務付けられました。この法律は、財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生等を図るための計画を策定することとし、その計画の実施促進を図るための行財政の改革を行うことにより、地方自治体の財政の健全化に資することを目的としています。

○健全化判断比率には次の 4 項目があります。

- ①実質赤字比率 …一般会計の実質収支額（歳入と歳出の差引）が赤字となった場合、町税収入や地方交付税などからなる標準的な財政の規模に対する赤字額の割合
- ②連結実質赤字比率…町の全ての会計（一般会計のほか、簡易水道、下水道、病院などの特別会計全て）を合算した実質収支額が赤字となった場合、標準的な財政の規模に対する赤字額の割合
- ③実質公債費比率 …標準的な財政の規模に対する、1年間で町が支払う借金償還額（返済額）の割合の過去 3 年間の平均値
- ④将来負担比率 …標準的な財政の規模に対する、町が借りている借金の総残高や今後退職する職員の退職金など、将来負担すべき負債の総額の割合

○西和賀町の健全化判断比率は次のとおりです。

(単位 : %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成 24 年度	—	—	11.3	47.1
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

○実質赤字比率と連結実質赤字比率については、一般会計及び特別会計で赤字が発生しなかったため、いずれも該当がありません。また、実質公債費比率と将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画の策定は不要となります。

○また、簡易水道や公共下水道、病院といった公営企業会計には次の指標があります。

⑤資金不足比率 ……公営企業会計の資金収支額（収入と支出の差引）が赤字となった場合、料金収入などの主な営業活動からなる事業の規模に対する赤字額（＝資金不足額）の割合

○西和賀町の資金不足比率は次のとおりです。

(単位：%)

	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0
温泉事業特別会計	—	20.0
国民健康保険沢内病院事業会計	—	20.0

○公営企業の特別会計については、いずれも資金不足が発生しなかったため該当がありません。病院事業会計においても、翌年度繰越欠損金（累積赤字）はありますが、事業を運営していく資金が不足とはなっていないため、資金不足比率は発生しません。

○以上により、いずれの比率も「早期健全化基準」、「経営健全化基準」を下回っており、来年度の計画の策定は必要ありませんが、西和賀町の財政状況は依然として厳しいことに変わりはありません。これらの比率が上がらないよう、今後も引き続き健全な行財政運営を目指してまいります。

問い合わせ先 総務課財政係